

磐田市空家等対策計画(案)に対する意見募集について(結果)

1 募集期間 令和3年12月20日(月)～令和4年1月21日(金)

2 提出状況 3件(1名)

3 意見内容とそれに対する市の考え方

| No. | 項目   | 意見内容   | 市の考え方   |
|-----|--|--|---|
| 1   | (12ページ)<br>空家等対策の基本理念と基本的な方針全般                     | 「適正な管理」「所有者や近隣住民の、物理的な不安をなくす」点に主眼が置かれた、所有者サイドからの内容、空き家等を「モノ」として捉えている、と率直に感じます。人間的な面や経済面からも捉えることも必要かと思えます。  | 本計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて策定するため、空家等を「居住その他使用がなされていない建築物」として捉えています。<br>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。 |
| 2   | (12ページ)<br>2. 対策に関する基本的な方針<br>基本方針2<br>所有者等への啓発・支援 | 記載された所有者等への支援に加え、需要者支援の視点も必要と考えます。空き家をビジネスや社会貢献事業に使いたいというニーズはありますが、結果として周辺住民の理解が得られず頓挫してしまった事例が複数あります。空き家の総需要拡大のための自治体(＋自治会)のサポートが必要です。                  | 本市の空家等対策は、空家等の適正な管理に主眼を置いています。利活用に関する施策の充実が必要であることも認識しています。<br>いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。          |
| 3   | (12ページ)<br>2. 対策に関する基本的な方針<br>基本方針2<br>所有者等への啓発・支援 | 所有者支援で、リフォームは必要ない物件に対するサポート、具体的には賃貸終了後の修繕費用の支援、も必要です。ここ最近では借主負担DIY型賃貸も広がっています。借主が必要な部分は直しその分家賃は減額、所有者へは修繕費用はサポートがあるので安心して物件を貸し出せる、というイメージを作る施策が必要かと思えます。 | 本市の空家等対策は、空家等の適正な管理に主眼を置いているため、現時点でご指摘のような施策は考えていませんが、いただいたご意見は、今後の住宅施策の参考にさせていただきます。                 |